最終更新日:2015年7月3日
株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表取締役社長　小倉　忠
問合せ先:総務部法務課　052-561-7305
証券コード:5331
http://www.noritake.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ビジネスのグローバル化が進行し、企業活動が及ぼすあらゆる影響について社会的責任が厳しく問われる中で、ノリタケグループの全役員・全社員の一人ひとりが当社の創業者精神を受け継ぎ、これに基づき策定した「ノリタケグループ企業倫理綱領」の遵守と実践を通して、より高い企業倫
理を備えたノリタケグループを体現してまいります。また、当社ホームページを通じて財務情報の提供を図るなど、積極的かつ公正な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	12,910,654	8.15
第一生命保険株式会社	10,414,478	6.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,694,848	3.59
TOTO株式会社	5,208,945	3.29
日本生命保険相互会社	3,842,053	2.43
東京海上日動火災保険株式会社	3,646,340	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,622,000	2.29
ノリタケ取引先持株会	2,870,135	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,656,000	1.68
日本特殊陶業株式会社	2,100,704	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年3月31日現在の状況です。なお、上記の他、当社が保有する自己株式14,821,960株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田耕作	他の会社の出身者											
小森哲夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田耕作	○	社外取締役の山田耕作氏は、平成24年6月まで株式会社豊田自動織機で専務取締役を務められていたが、同社と当社との取引関係はあるものの、軽微であります。	山田耕作氏は、当社の取引先である株式会社豊田自動織機の出身者ですが、取締役を退任されてから3年が経過しており、同社の意思に影響される立場には一切ありません。また、同社との年間取引金額は、当社の年間連結売上高の1%未満であり、当社の経営に影響を持つ取引先ではありません。よって、同社の当社に対する影響度は希薄であり、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。
			小森哲夫氏は、当社取引先金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行（旧株式会社東海銀

小森哲夫	○	社外取締役の小森哲夫氏は、過去(10年前)に当社の主要な取引先(借入先)である株式会社三菱東京UFJ銀行(旧　株式会社東海銀行、旧　株式会社UFJ銀行)の業務執行者として勤務していた。	行、旧株式会社UFJ銀行)の出身者ですが、既に同行を退職して10年が経過しており、現在同行の意思に影響される立場には一切ありません。当社は複数の金融機関と取引をしておりますが、株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金は全体の3割以下であり、また当社の自己資本比率も54.1%であることから、同行に対する借入依存度は突出したものではないと考えます。また、同行が保有する当社株式の比率も5%未満であり、当社の経営に影響を持つ株主ではありません。さらに、資金調達手段の面でも社債等の調達手段を有しているため、同行の当社に対する影響度は希薄であり、当社との間に利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、毎年度、策定する監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人と密接に連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

内部監査部門として監査室を設置し、業務監査及び会計監査を実施、その結果は、所管事業本部長, 事業部長に報告するとともに、
重大な問題が認められる場合には、経営会議へ報告されることとなっており、また監査室は、監査役及び会計監査人と密接に連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
五味康昌	他の会社の出身者													
篠原一豊	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五味康昌	○	社外監査役の五味康昌氏は、過去(11年前)に当社の主要な取引先(借入先)である株式会社三菱東京UFJ銀行（旧　株式会社三菱銀行）の業務執行者として勤務していた。	五味康昌氏は、当社取引先金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、既に同行を退職して11年が経過しており、平成22年6月の当社監査役就任時以降、同行の意思に影響される立場には一切ありません。当社は複数の金融機関と取引をしておりますが、株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金は全体の3割以下であり、また当社の自己資本比率も54.1%であることから、同行に対する借入依存度は突出したものではないと考えます。また、同行が保有する当社株式の比率も5%未満であり、当社の経営に影響を持つ株主ではありません。さらに、資金調達手段の面でも社債等の調達手段を有しているため、同行の当社に対する影響度は希薄であり、当社との間に利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。
篠原一豊	○	社外監査役の篠原一豊氏は、平成20年6月までTOTO株式会社で取締役を務められていたが、同社と当社との取引関係はあるものの、軽微であります。	篠原一豊氏は、当社の株主であるTOTO株式会社出身者ですが、取締役を退任されてから7年が経過しており、同社の意思に影響される立場には一切ありません。また、同社が保有する当社株式の比率も5%未満であり、当社の経営に影響を持つ株主ではありません。よって、同社の当社に対する影響度は希薄であり、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の任期を1年とし、事業年度ごとに業績を評価する方法による報酬制度をとっております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度中の役員報酬は次のとおりであります。
取締役10名　373百万円（うち社外取締役　1名　8百万円）
監査役4名　58百万円（うち社外監査役　2名　17百万円）
(注)1.上記の支給人数は、平成26年6月27日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2.上記の支給額には、役員退職慰労引当金の当期増加額（取締役65百万円、監査役10百万円（うち社外監査役2百万円））が含まれております。
3.上記の金額には、平成26年6月27日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、同総会決議に基づいて支給された役員退職慰労金総額62百万円が含まれております。
なお、同金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成2年6月28日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額40百万円以内、監査役の報酬限度額は月額6百万円以内であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、主に秘書室、経営企画室がサポートにあたっております。
また、取締役会の開催に際しては、議案について事前の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 現状の体制の概要
・業務執行
取締役会は、経営の基本方針や法令で定められた事項をはじめとする重要事項を決定する機関とし、取締役会の意思決定を受けて行う業務執行の更なる機能強化を目的に執行権限の委譲と執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、業務執行にあたる執行役員を加えて原則として月１回開催し、グループ全体の意思統一を図っております。
経営上重要な事項については、原則として週１回開催される経営会議で慎重な審議を経ており、的確かつ迅速な経営判断を行える体制を整えております。
取締役の員数は18名以内としており、変化の激しい経営環境下において最適な経営体制を機動的に構築することを可能とし、かつ事業年度ごとの経営責任を明確にするために、当社及び当社グループの取締役の任期は１年としております。
また、取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役１名を招聘しております。
当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第１項の定めにより、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。
当社と社外取締役との間では、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
委員会設置会社の創設が認められておりますが、当社は監査役制度を採用することとしております。

・内部監査
当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部門として監査室を設置し、業務監査及び会計監査を実施し、その結果は、所管事業本部長・所管事業部長に報告するとともに、重大な問題が認められる場合には、経営会議へ報告されることとなっております。
内部監査部門である監査室は、監査役及び会計監査人と密接に連携を保ち、効率的な内部監査を実施しております。

・監査役監査
監査役会は、常勤監査役２名と社外監査役２名の合計４名で構成され、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会、内部監査部門である監査室等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。
当社の社外監査役は２名であります。
各社外監査役は、当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。
また、社外監査役には、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当社の監査に反映して頂いております。
なお、常勤監査役２名とともに、取締役会の職務の執行並びに当社及び子会社における業務や財産の状況を監査するとともに、連結計算書類及び計算書類等に関して会計監査人からの報告に基づき監査しております。また、内部監査部門としての監査室とも密接に連携を保ち、効率的な内部監査にも寄与しております。
当社と各社外監査役との間では、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

・会計監査
　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報
告を受け、必要に応じて説明を求めております。
　会計監査については、会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人に所属する公認会計士により独立の立場か
ら監査業務が執行されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現状の体制を採用している理由
　当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。また当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による経営監視機能が十分に発揮される体制を整えております。更に社外取締役を2名選任し、取締役会の監督機
能を強化するとともに意思決定の透明性を確保する体制を整えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日を基準とした法定期日より6日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ノリタケグループ企業倫理綱領」において、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示」することとを定め、更に「ノリタケグループは、契約上秘密保持義務を負っている事項および企業内の秘密を除き、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行うとともに、外部からの情報開示の要請については、正当な事由のない限りこれに応じ、その相手方によって対応を変えたり、内容を違えることなく、事実を正確に伝えます。また、ノリタケグループの未公開情報の不正利用や、職務にして知り得た他社の未公開情報を利用して、株式等を含む有価証券に関する不正な取引（いわゆるインサイダー取引）を禁止するとともに、違反者には、厳しく対処致します。」と定め、同綱領を当社のホームページで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIRライブラリーのコーナーを設け、決算短信、事業報告、決算公告、アニュアルレポート、並びにアナリスト向け説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部が担当しております。企業広報活動において連動して実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ノリタケグループ企業倫綱領を定め、株主・取引先・地域社会等のステークホルダーとの関係を明確にして、その立場を尊重することとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ノリタケグループ環境方針を定め、継続的な環境保護活動を推進しております。また、毎年、社会・環境報告書を作成しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ノリタケグループ企業倫理綱領を制定し、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行うとともに、外部からの情報開示の要請については、正当な事由のない限りこれに応じ、その相手方によって対応を変えたり、内容を違えることなく、事実を正確に伝えることとしております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。

(1) 当社及び当社グループ会社(以下、ノリタケグループという)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらを遵守します。
2. コンプライアンス委員会を設置し、各部署及び各社に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス活動を推進します。
3. 各部署の業務又は各社の業態や使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
4. 専用窓口を設けた内部通報制度を通して不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「行動基準」として徹底します。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。

(3) ノリタケグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。

(4) ノリタケグループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社において原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁基準に定められた重要な事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。
2. 当社において、執行役員制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
3. ノリタケグループ全体の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議体を年2回開催します。事業本部・事業部においては、四半期毎に実績及び年度事業計画の進捗の確認を行い、情報共有を図ります。
4. 当社は、職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、当社グループ会社もこれに準拠した体制を構築します。

(5) 当社グループ会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ会社の営業成績及び財務状況については定期的に、その他の重要な事項が発生した場合は都度、当社への報告を義務づけます。重要な当社グループ会社については取締役会における報告を義務づけます。

(6) ノリタケグループにおける業務の適正を確保するための体制
1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守を推進するとともに、コンプライアンス委員会の活動を通して、法令遵守の見地から業務の適正を確保します。
2. 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行うなど財務報告にかかる業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じて取締役から独立した専属の従業員を置くものとします。
2. 当該使用人は、当社及び当社グループ会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従います。
3. 当該使用人の人事異動については、監査役会の事前同意を要するものとします。

(8) ノリタケグループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. ノリタケグループの取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査役の閲覧に供するとともに、監査役に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
2. ノリタケグループの内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されております。事務局は、ノリタケグループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役に対して定期的に報告します。
3. 監査役へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。

(9) 監査役の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が弁護士、公認会計士等独自の外部専門家を任用することを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役会は、常勤監査役2名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計4名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとします。
2. 代表取締役は、監査役との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととします。
3. 内部監査部門は、監査役に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。
なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

「ノリタケグループ企業倫理綱領」において、反社会的勢力との絶縁について、以下のとおり定め、グループ内に周知し実践しております。
「反社会的勢力との絶縁について
ノリタケグループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある、あらゆる個人・団体とのかかわりを一切持ちません。特に、ノリタケグループの全役員は、このような個人・団体に対しては毅然たる態度をもって接することとします。また、このような個人・団体が様々なきっかけを作ってかかわりを持ってきたり、金銭等の財産を要求してきた場合には、組織的な対応をとり、不当な要求を決して受け入れず、これを排除します。」

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

社会に信頼される健全なノリタケグループであり続けることを目指し、「ノリタケグループ企業倫理綱領」の遵守と実践及びコンプライアンス委員会の活動等を通して、引き続き法令遵守に基づく内部統制システムの確立を推進してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

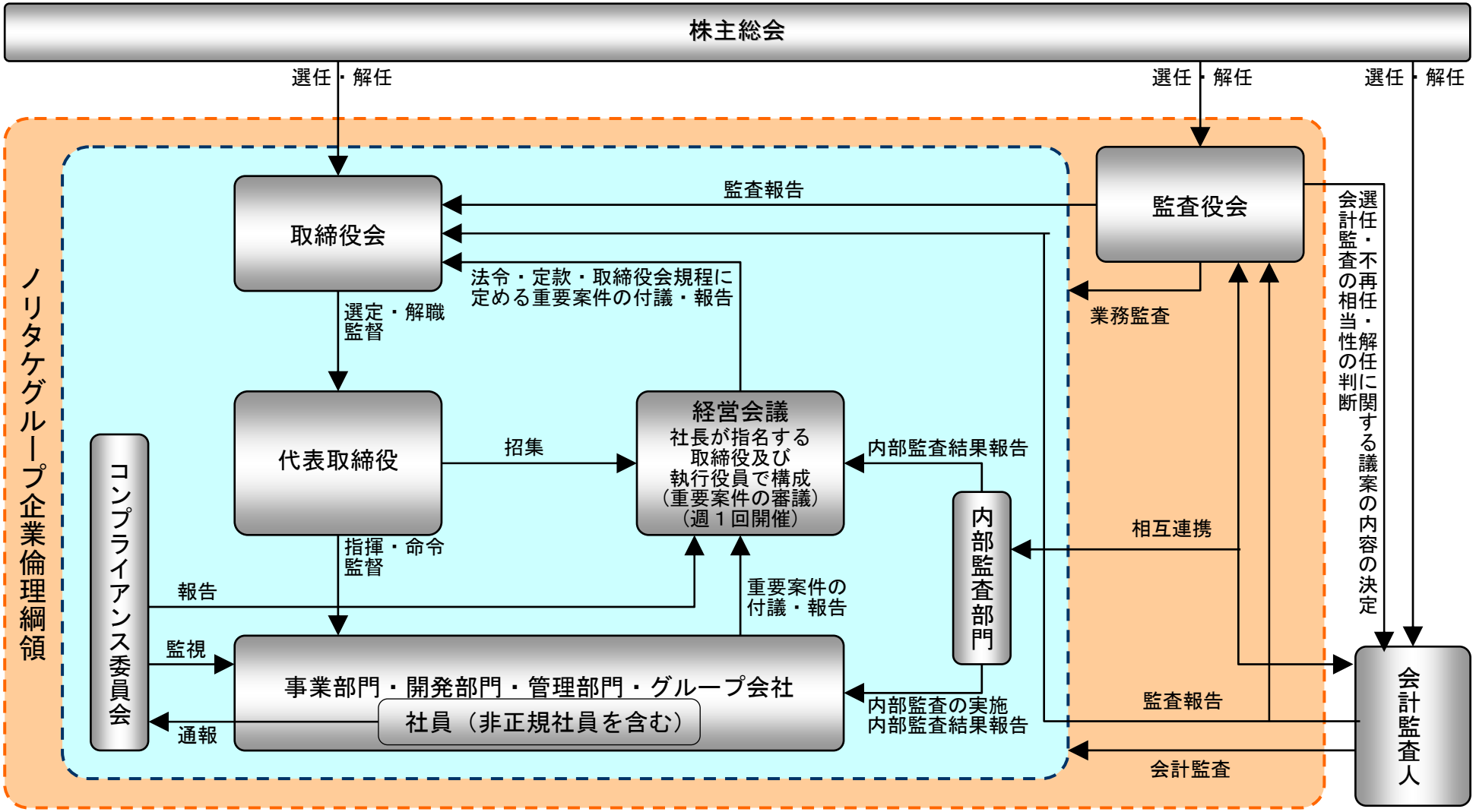

適時開示体制の概要

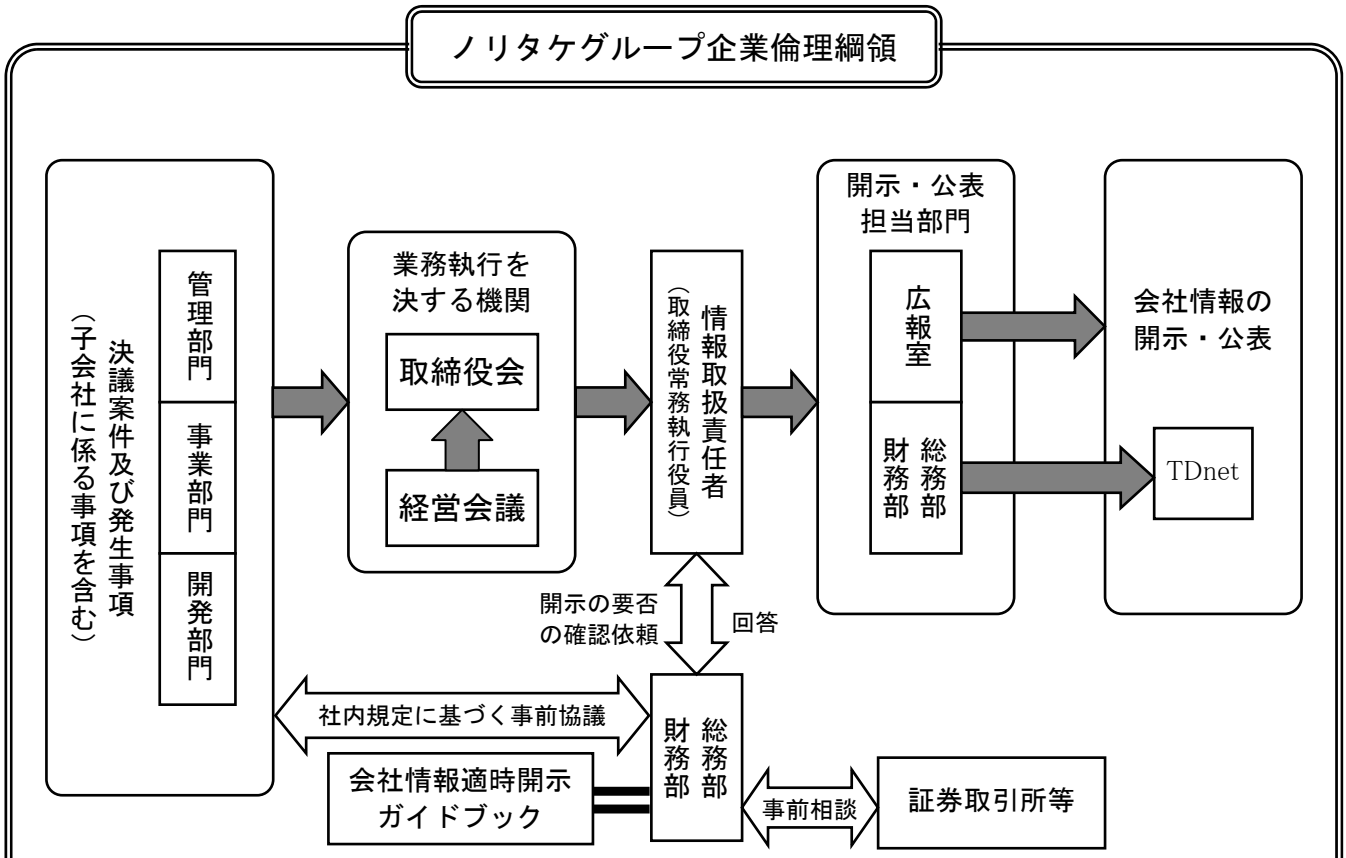

ノリタケグループ全体の業務執行については、社長が指名する取締役及び執行役員で構成する経営会議において審議の上、決定しております。また、法令、定款並びに取締役会規程、その他社内規程に別段の定めのある重要な決議案件及び証券取引所の上場規程による適時開示対象の事項については、取締役会で決議しており、その上で適正な適時開示に努めております。

当社は、「ノリタケグループ企業倫理綱領」を定め、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行うこととしております。

以　上